

平成 26 年度 沼津市行政組織の改正

企 画 部
政 策 企 画 課
課 長 後 藤 克 裕
直 通 934-4704 内 線 2421

平成 26 年4月1日付けで、行政組織の改正を予定しています。

■平成 26 年度改正の基本的な考え方と主な改正点

1 基本的な考え方

「市民の視点に立った行政サービスを提供し、市民福祉を増進する組織」を目標に据えながら、「行政課題に対応した組織の強化・改善」、「市民サービス向上の視点に立った簡素で効率的な組織」という考え方に基づき、必要な見直しを行います。

2 主な改正点

(企画部)

- ・ めまづの宝の更なる発掘や周知を図るとともに、シティプロモーションの推進による本市のにぎわいや集客、市のPRの強化を図るため、企画部に「めまづの宝推進課」を新たに置く。

(市民福祉部)

- ・ 臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の支給手続きに対応する組織体制が必要となるため、福祉事務所に「臨時福祉給付金室」を新たに置く。

(生活環境部)

- ・ 新中間処理施設及び新最終処分場の整備に向け組織体制を強化するため、ごみ対策推進課の「処理施設計画係」を廃止し、同課に「施設整備推進室」を新たに置く。

(都市計画部)

- ・ まちなか居住の促進や中心市街地の更なる活性化を図るとともに、新市民体育館、香貫駐車場、香陵駐車場の配置等を含めた香陵公園周辺の一体的整備を図るため、都市計画部に「中心市街地整備企画室」を新たに置き、同室に「中心市街地再生担当」及び「香陵公園周辺整備担当」をそれぞれ配置する。

(教育委員会)

- ・ 新市民体育館建設に対応するため、スポーツ振興課に「新市民体育館建設準備担当」を新たに配置する。

■部課等の増減

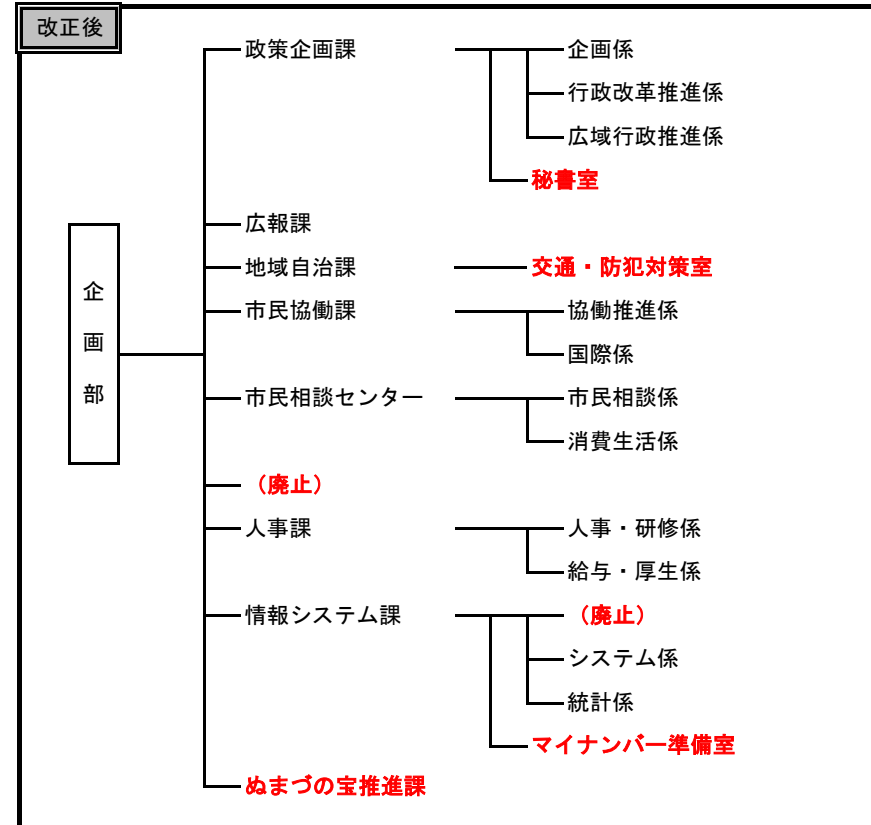
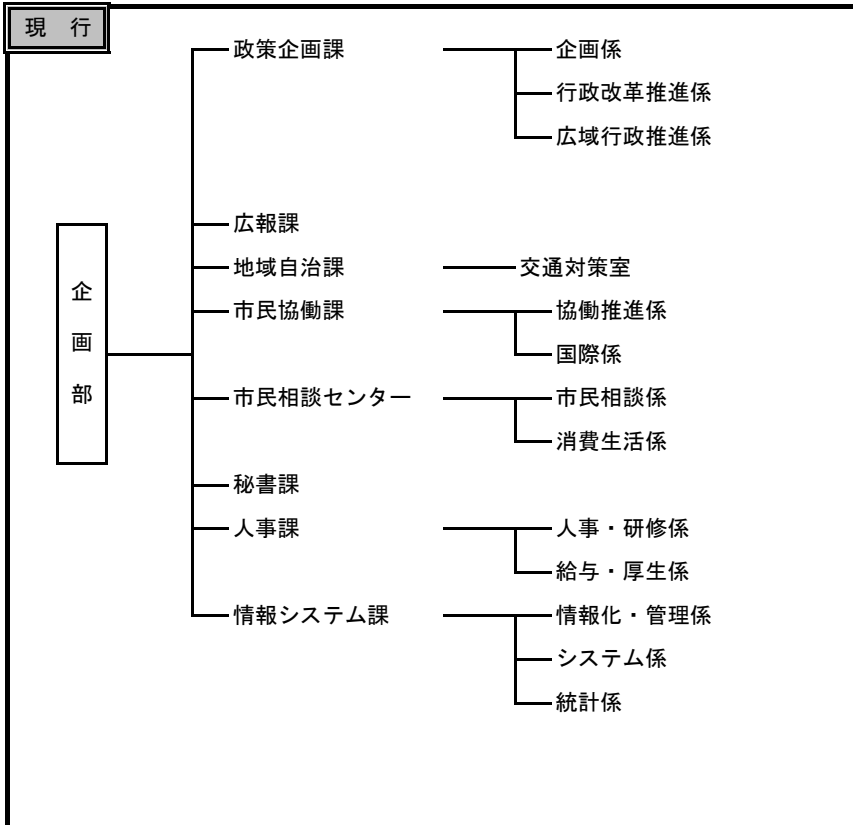
組織	平成 25 年度	増減	平成 26 年度
部	13	0	13
局	3	0	3
課	71	3	74
課内室	4	2	6
係・担当	147	5	152

平成26年度 沼津市行政組織の改正

(平成26年4月1日施行予定)

- ① 沼津市事務分掌規則等で規定されている出先機関については、従来どおり〔 〕(亀甲括弧)で表記する。
- ② 沼津市事務決裁規程に基づき、予算執行権限等を有する課長級職員が配置されている出先機関については、課相当の出先機関として課と同列に位置づける。
- ③ 指定管理者制度を導入している主要施設については、各所管課等との関係を…(点線)で明らかにし、〔 〕(亀甲括弧)で表記する。

企画部



●政策企画課及び秘書課

・組織の簡素化と施策推進の迅速化を図るため、「秘書課」を廃止し、政策企画課に「秘書室」を新たに置く。

●地域自治課

・交通対策及び防犯まちづくり事業の推進を図るため、地域自治課の「交通対策室」を「交通・防犯対策室」に変更する。

●情報システム課

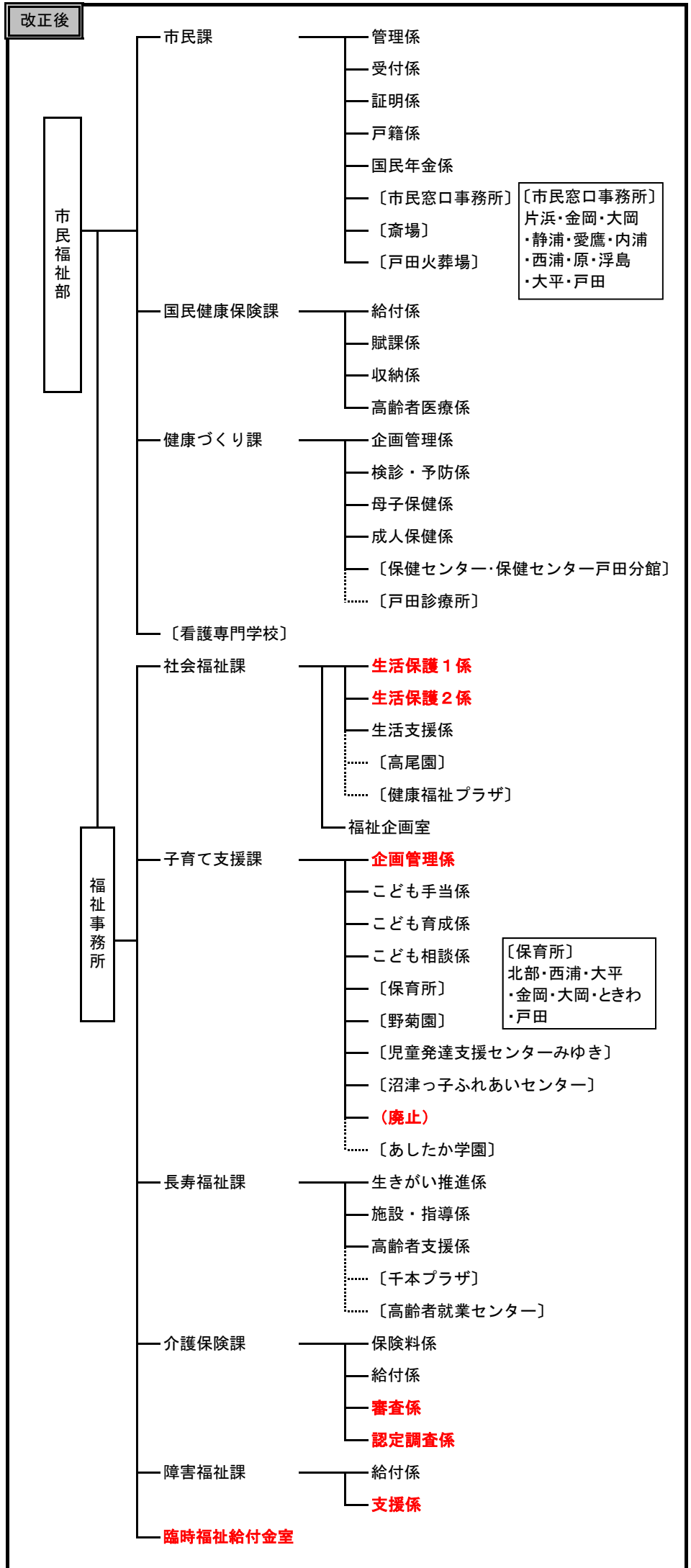
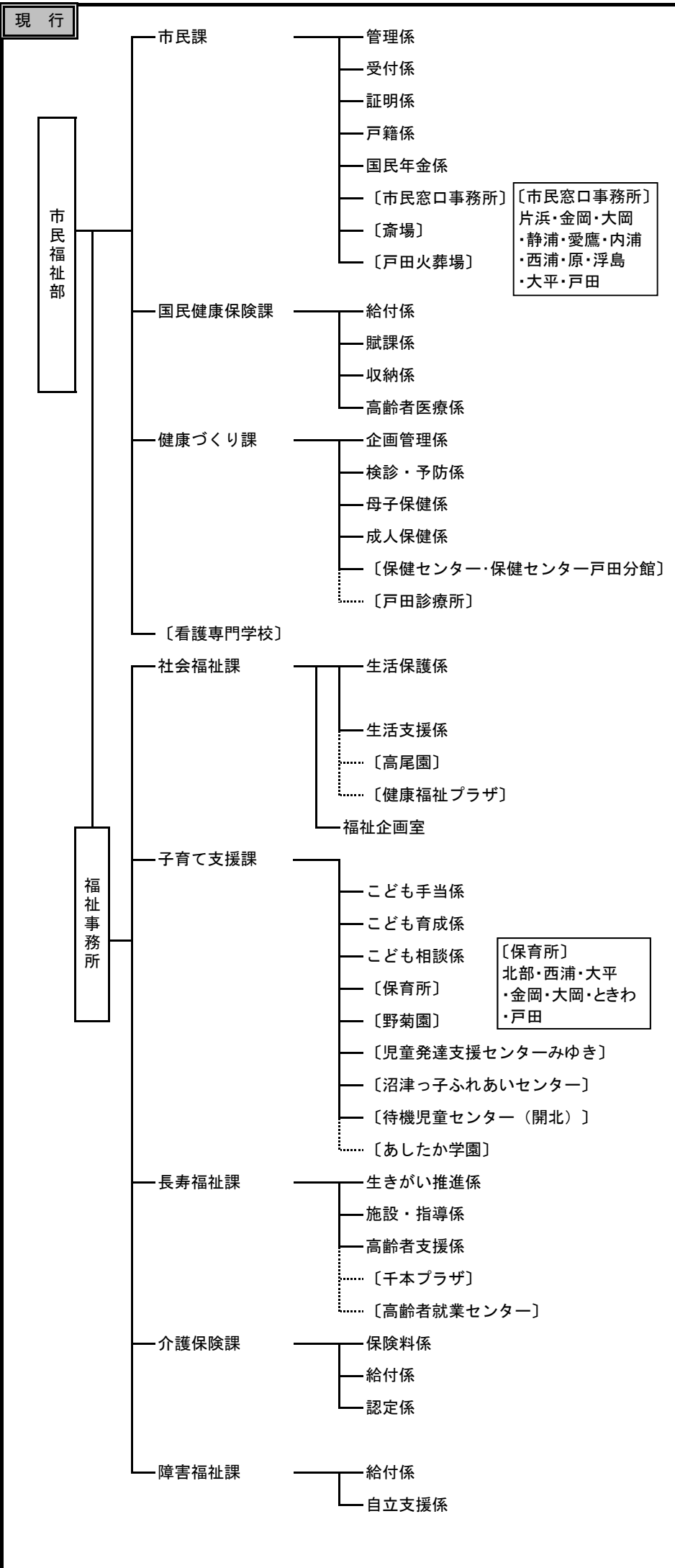
・マイナンバー制度の施行に伴う事前準備等に対応するため、情報システム課に「マイナンバー準備室」を新たに置く。

・情報システム課の組織の簡素化と事務の効率化を図るため、同課の「情報化・管理係」を廃止する。

●ぬまづの宝推進課(新設)

・ぬまづの宝の更なる発掘や周知を図るとともに、シティプロモーションの推進による本市のにぎわいや集客、市のPRの強化を図るため、企画部に「ぬまづの宝推進課」を新たに置く。

市民福祉部



●社会福祉課

・生活保護に関する業務が肥大化した社会福祉課の「生活保護係」を、よりきめ細やかな市民サービスを提供する組織体制とするため、「生活保護1係」及び「生活保護2係」に分割する。

●子育て支援課

・子ども・子育て関連三法の施行に伴い、事務の多様化、増加に迅速かつ的確に対応する組織体制とするため、子育て支援課に「企画管理係」を新たに置く。
 ・待機児童数の減少及び職員の適正配置を図るため、「〔待機児童センター（開北）〕」を廃止する。

●介護保険課

・介護認定に関する業務が肥大化した介護保険課の「認定係」を、迅速かつ的確に対応する組織体制とするため、「審査係」及び「認定調査係」に分割する。

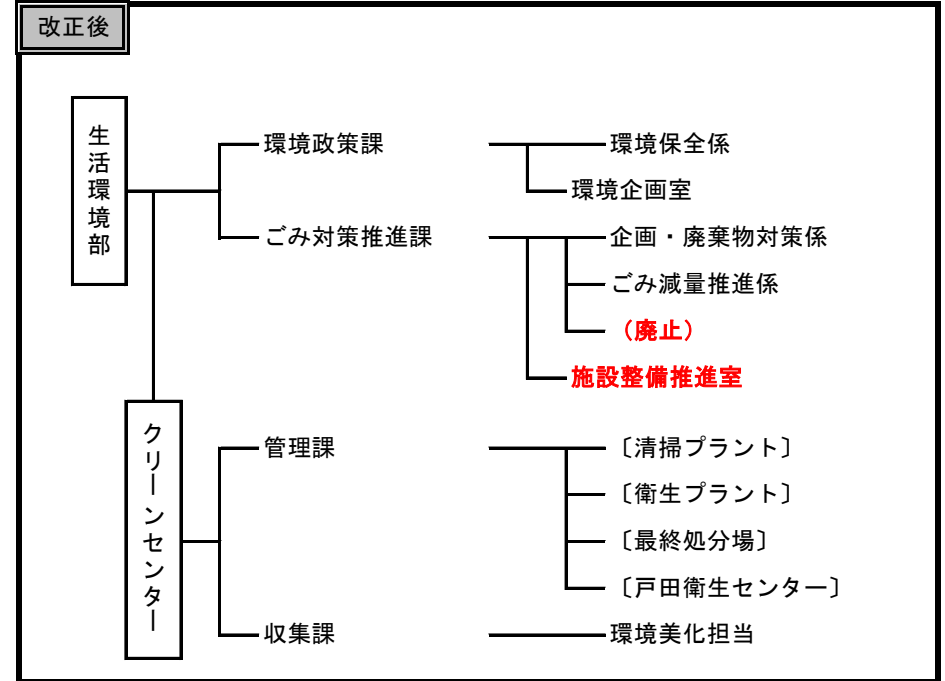
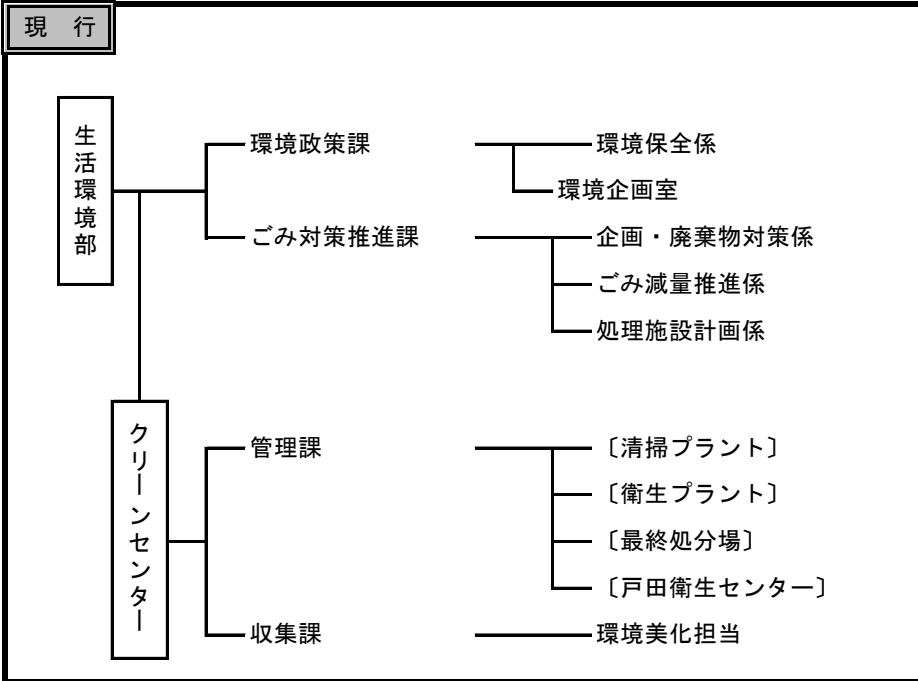
●障害福祉課

・「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、障害福祉課の「自立支援係」を「支援係」に変更する。

●臨時福祉給付金室(新設)

・臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の支給手続きに対応する組織体制が必要となるため、福祉事務所に「臨時福祉給付金室」を新たに置く。
 ※社会福祉課 福祉企画室の職員が併任

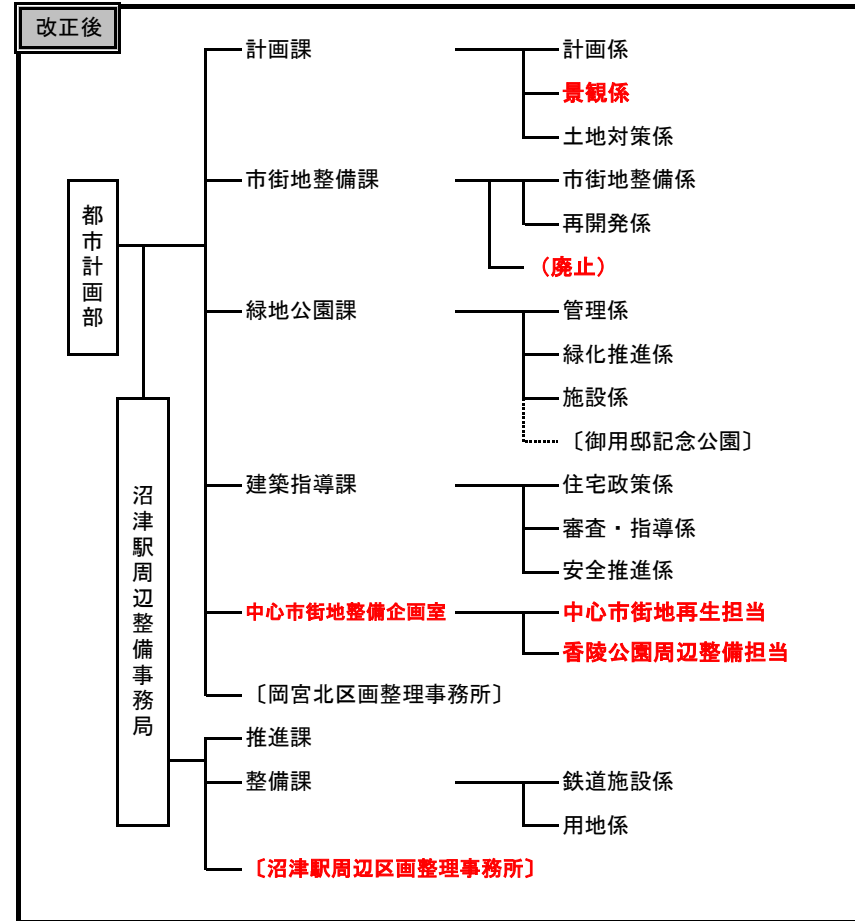
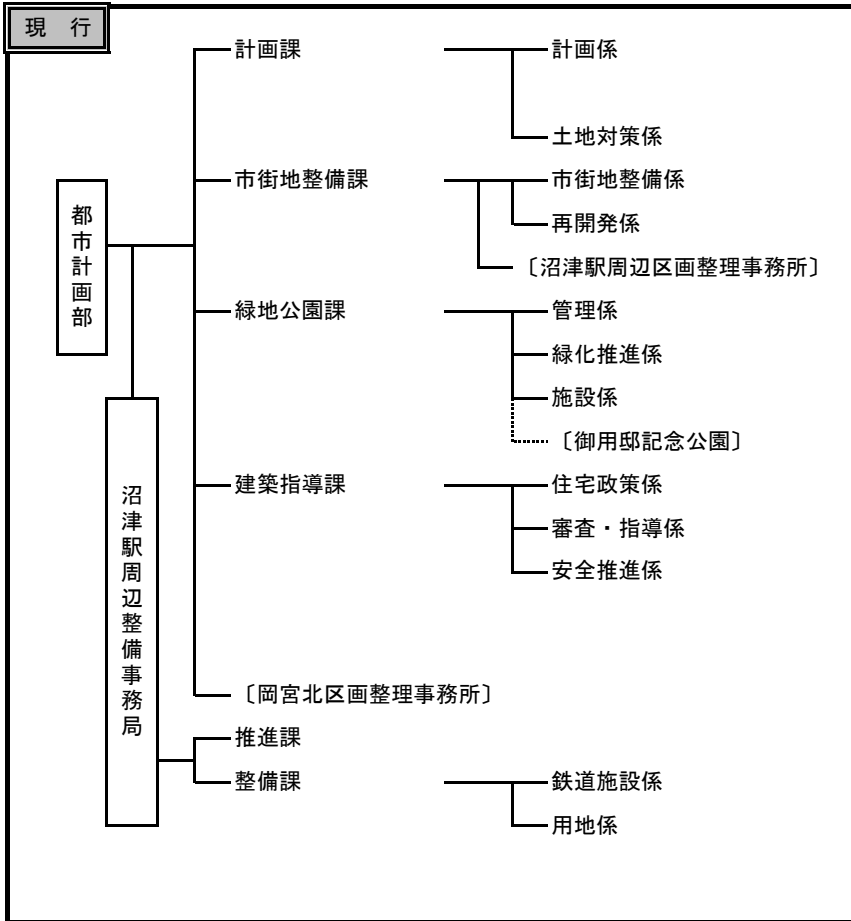
生活環境部



●ごみ対策推進課

・新中間処理施設及び新最終処分場の整備に向け組織体制を強化するため、**ごみ対策推進課の「処理施設計画係」を廃止し、同課に「施設整備推進室」を新たに置く。**

都市計画部



●計画課

・景観条例策定に伴う事務量の増加に対応するため、**計画課に「景観係」を新たに置く。**

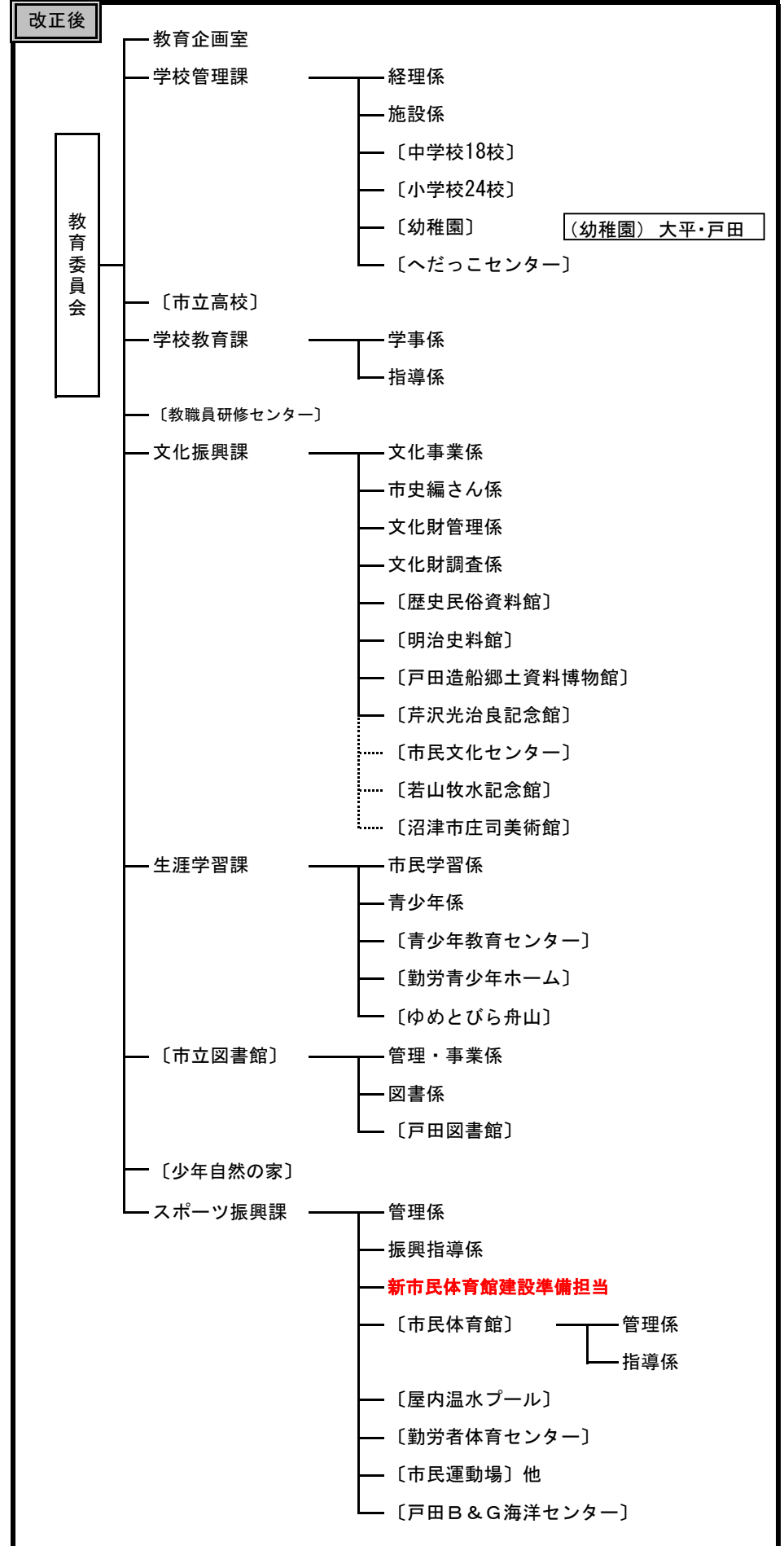
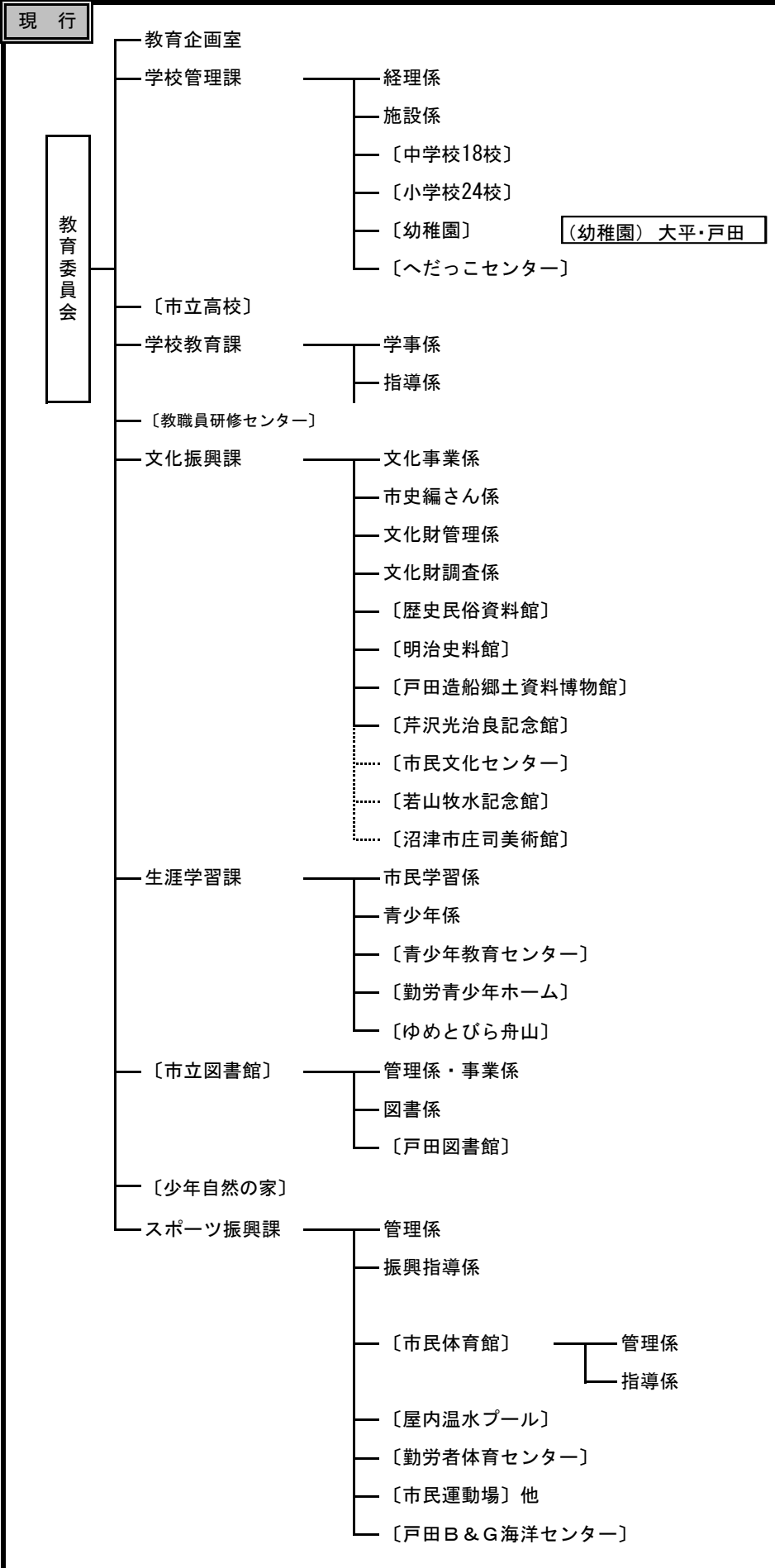
●市街地整備課

・鉄道高架事業と沼津駅周辺の土地区画整理事業について、更なる連携が必要となるため、**市街地整備課の「〔沼津駅区画整理事務所〕」を沼津駅周辺整備事務局の出先機関とする。**

●中心市街地整備企画室(新設)

・まちなか居住の促進や中心市街地の更なる活性化を図るとともに、新市民体育館、香貫駐車場、香陵駐車場の配置等を含めた香陵公園周辺の一体的整備を図るため、**都市計画部に「中心市街地整備企画室」を新たに置き、同室に「中心市街地再生担当」及び「香陵公園周辺整備担当」をそれぞれ配置する。**

教育委員会



●スポーツ振興課

・新市民体育館建設に対応するため、スポーツ振興課に「新市民体育館建設準備担当」を新たに配置する。